

契 約 書 (案)

大分県知事 佐藤樹一郎（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、家屋評価システムサーバー（以下「機器」という。）の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 この契約は、乙がその所有する機器等を甲の使用に供し、甲が使用の対価を乙に支払うことを目的とする。

（契約対象物件等）

第2条 契約対象となる機器の明細及び納入場所は、別紙1「要求仕様書」のとおりとする。

（契約期間）

第3条 契約期間は、令和8年9月13日から令和13年9月12日までとする。

（契約金額）

第4条 契約金額は、円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額円）とする。

内訳

令和8年度	円(月額	円)
令和9年度	円(月額	円)
令和10年度	円(月額	円)
令和11年度	円(月額	円)
令和12年度	円(月額	円)
令和13年度	円(月額	円)

（契約保証金）

第5条 契約保証金については、大分県契約事務規則(昭和39年大分県規則第22号)第5条第3項第10号の規定により免除する。

（賃料の支払い）

第6条 賃料の月額は、 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額円）とする。ただし、解約の効果発生により、賃貸借期間の終了が月の中途となるときは、一月を30日とした日割計算（円未満切捨）によって算定する。

2 乙は、毎月末までに前月分賃料を甲に請求するものとする。

3 甲は、乙の提出する適正な請求書を受領した日から起算して30日以内に、当該金額を乙に支払うものとする。

（管理義務）

第7条 甲は、機器等を善良なる管理者の注意をもって使用し、管理しなければならない。

（通知義務）

第8条 甲は、機器等について盗難、滅失、棄損等の事故が発生したときは、遅滞なく乙に通知しなければならない。

（秘密の保持）

第9条 乙は、本契約に基づき知り得た甲の業務上の秘密を第三者に漏洩してはならない。

（機密の保持）

第10条 甲及び乙は、本業務における「機密情報」を、本契約に基づき相手方から提供を受ける技術情報及び行政の運営上の情報等で、次の各号に該当するものと定義する。

（1）秘密である旨が明示された文書、図面その他の有体物又は電子文書・電磁的記録として提供される情報。

（2）秘密である旨を告知した上で口頭で提供される情報であって、口頭による提供後遅滞なく当該情報の内容が機密である旨を明示された書面により提供されたもの。

2 甲及び乙は、別記「機密保持及び個人情報保護に関する特記事項」に基づき互いに機密情報を善良なる管理者の注意義務をもって管理しなければならない。

（権利義務の譲渡等）

第11条 乙は、甲の書面による承諾なしに、本契約に基づく権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は継承してはならない。

（設置設定）

第12条 乙は、機器等を使用可能な状態で設置するとともに運用可能な状態に設定するため専門技術を持つ要員を確保しなければならない。

- 2 乙は、機器等を納入後、前項の要員により、直ちに機器等の設置及び設定の措置を講じなければならない。
- 3 前項の場合において、措置に要する費用は乙の負担とする。

(設置設定方法)

第13条 前条に定める措置の方法は、別紙2「設置・設定作業条件書」のとおりとする。

(保守)

第14条 乙は、機器等の正常な運用を保持するため、万一の故障、障害に速やかに対処できるよう専門技術を持つ保安員を確保しなければならない。

- 2 乙は、機器等の故障、障害により、甲の業務の遂行に支障を生じたときは、直ちに甲の業務の遂行に必要な措置を講じなければならない。
- 3 前項の場合において、措置に要する費用は乙の負担とする。ただし、機器等の故障、障害が甲の責に帰するものであるときはこの限りではない。
- 4 乙は、甲のインターネット環境（インターネット分離）による庁内ネットワークを利用したリモート保守は行わないものとする。

(保守方法)

第15条 前条に定める措置の方法は、別紙3「ハードウェア保守条件書」及び別紙4「ソフトウェア保守条件書」のとおりとする。

(動産総合保険)

第16条 乙は、機器等に対して、契約期間中継続して乙を被保険者とする動産総合保険契約を締結し、その費用を負担するものとする。

- 2 甲は、動産総合保険約款に基づく保険事故が生じたときは、直ちに乙に通知するものとする。
- 3 甲は、保険事故により保険会社から乙に支払われた保険金の限度内において、乙に対する賠償金の支払い義務を免れるものとする。

(契約の解除)

第17条 甲又は乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 相手方がこの契約を履行しないとき、又は履行しないおそれがあるとき。

(2) 天災その他甲又は乙の責に帰することができない事由により、この契約を履行することができなくなったとき。

(3) 乙が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員と密接な関係を有する者と認められたとき。

2 前項第1号によりこの契約を解除した場合、解除により被った損害を相手方に対し請求することができる。

（機器の返還）

第18条 この契約の終了又は解除による機器等の返還に要する磁気情報の破壊、荷造り及び運送の費用は、乙が負担するものとする。

（特約事項）

第19条 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額または削除があった場合は、当該契約は解除する。

（協議）

第20条 この契約について疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項については、その都度甲乙協議して解決するものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自それぞれ1通を所持する。

令和8年 月 日

甲 大分県大分市大手町3-1-1
大分県知事 佐藤樹一郎

乙

